

伊予市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務プロポーザルに係るヒアリング傍聴要領

伊予市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画 策定業務プロポーザル審査委員会

1 趣旨

この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、伊予市高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務プロポーザルに係るヒアリング（以下「ヒアリング」という。）傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴の申込方法

- (1) ヒアリングの傍聴を希望する者は、ヒアリングの開催日 2 日前（閉庁日を除く。）の午後 5 時 15 分までに傍聴申込書（別紙）に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、Eメールで事務局（長寿介護課担当）へ提出することとする。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第締め切る。
- (3) 傍聴の可否については、ヒアリングの開催日の前日までに事務局から連絡する。

3 傍聴者の定員

傍聴者の定員は 10 人とする。ただし、傍聴席の都合上、その他必要があるときは、委員長は傍聴人の数を制限し、その旨をヒアリング会場（以下「会場」という。）入口に掲示するものとする。

4 会場での受付手続

2 傍聴の申込方法により申込みをした者は、会場受付で氏名及び住所等を記入し、ヒアリング開始時間 15 分前から入室することができる。

5 会場に入ることができない者

次にいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をした者
- (4) 張り紙、旗、のぼり、垂れ幕その他示威宣伝の用に供される物を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、引率者又は保護者とともにある者、若しくは委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

6 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しない

こと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) ヒアリングの進行の妨害になるような示威宣伝又は扇動に関する行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器は、着信音を発しない措置をとること。
- (5) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りではない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又はヒアリングの妨害となるような行為をしないこと。

7 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

8 係員の指示

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

9 違反に対する措置

法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

10 委員長の処置

この規則に規定しない事項でも、委員長が必要と認めるときは、傍聴人の取り締まりに関し適宜の処置をとることができる。